

皆さんの暮らしを安心なものに

国民健康保険の手続きをお忘れなく！

春は、入学や就職など異動の多い季節です。国保に加入するときや脱退するときなどは、必ず届出が必要となります。変更などがある場合は、事案が発生した日から14日以内に届出をしてください。

◆次のような場合は、届出を忘れずをお願いします！

	届出が必要なとき	必要なもの
国保加入	他市町村から転入したとき	転出証明書
	勤務先の健康保険をやめたとき	健康保険喪失証明書(又は退職証明書等) ・年金手帳
	健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書 ・年金手帳
	子どもが生まれたとき	出生証明書・保護者の口座がわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保喪失	他市町村へ転出したとき	国保の保険証
	勤務先の健康保険に加入したとき	国保と勤務先の健康保険の両方の保険証
	健康保険の被扶養者になったとき	国保と勤務先の健康保険の両方の保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証・故人と喪主の確認ができるもの 喪主名義の口座がわかるもの・喪主の印鑑 ※葬祭費の支給申請ができます。
	生活保護を受けるとき	保険証・保護開始決定通知書
その他	住所・氏名・世帯主などに変更があったとき	国保の保険証
	修学のために、他市町村に転出するとき	国保の保険証・在学証明書・印鑑
	保険証をなくしたり、汚れて使えないとき	本人確認できるもの・印鑑

●届出を忘れてしまうと・・・
「加入するとき」
 資格が発生した時点までさかのぼって国保税を納めていただきます。
「脱退するとき」
 国保税が課税されるほか、すっかり国保の保険証を使ってしまうと国保が負担した医療費を返還してもらいます。
新しい保険証
「ピンク色」を郵送します
 現在使用している保険証の有効期限は、3月31日までです。4月1日から使用できる保険証を3月末までに簡易書留で郵送します。
●次の方はご注意ください
①4月2日以降に75歳に到達する方
 保険証の有効期限は、75歳の誕生日の前日までとなります。誕生日までに、後期高齢者医療制度の保険証をお渡しします。
②右上に◎と表示のある保険証をお持ちの方で、4月2日以降65歳に到達する方
 保険証に誕生日の末日(誕生日が月の初日の場合は前月の末日)までが、退職者医療制度の対象である旨が記載されます。
 また、退職被保険者に扶養されていた方で退職被保険者

本人が先に65歳に到達する場合は、退職被保険者本人と同日までが退職者医療制度の対象である旨が記載されます。
 ※いずれの場合も、誕生日の末日以降も同じ保険証をそのまま利用できます。
●学生への保険証の交付
 修学のため、他の市区町村に住む場合は、4月1日以降に在学証明書を持参のうえ申請してください。(申請がないと保険証は交付されません。)なお、この保険証を交付されていた方が卒業した場合、ただちに保険証を返還し、国保の資格を喪失する手続きをしてください。
「柔道整復師の施術」を受けられる方へ
 国保が使える治療の対象は、次のとおりです。
①医師や柔道整復師に骨折、脱臼、打撲及び捻挫など(肉はなれを言わず)と診断され、施術を受けたとき。
 ※骨折及び脱臼については、緊急時以外はあらかじめ医師の同意が必要です。
②骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷の原因がはっきりしているとき。
■問い合わせ
 市民課 国保医療担当
 (内線127-129-137)

救急医療を必要とする人がいます
 軽症者の救急車・救急病院の不正利用が増えていきます。救急医療を必要とする人のため、適正利用にご協力ください。
「口頃の心げ」
 ①昼間の診療時間内に受診しましょう
 ②「かかりつけ医」を持ちましょう
 ③本当に必要なときには救急車や救急医療機関を利用しましょう
「不正利用例」
 ×夜は空いているから
 ×日中は仕事で忙しいから
 ×救急車は早く病院に着けるから
 ×タクシーはお金がかかるから
「夜間・休日の当番病院」
 ○山梨医療ネット
<http://www.yamanashi-ityo.net>
 ○峡北消防本部テレホンガイド
 ☎22-8181
 ○山梨県救急医療情報センター
 ☎055-224-4199
 ※当番病院へ電話をしてから受診してください。
■問い合わせ
 保健課 健康増進担当
 ☎23-4310